平成 31 年 1 月 31 日(木)発行

北海道消費者被害防止ネットワークニュース No.89

【事務局】北海道立消費生活センターhttp://www.do-syouhi-c.jp《指定管理者（一社）北海道消費者協会》
〒060-0003　札幌市中央区北３条西７丁目 北海道庁別館西棟 TEL011-221-0110 FAX011-221-4210

平成 30 年度　北海道消費者被害防止ネットワーク定例会議開催

去る 1 月 17 日、平成 30 年度北海道消費者被害防止ネットワーク定例会議を当センターにて開催、30 団体 39 名が参加し、活発な意見交換が行われました。

会議では、幹事団体である当センター、北海道警察本部及び北海道消費者安全課より最近の相談状況や行政処分の状況などが報告され、その後、新たにネットワーク構成員となった北海道総合通信局より挨拶と取組についての報告がありました。

当センターからは、中高生でも審査なしにインターネット内でお金を借りられるバーチャルカードの相談事例、北海道警察本部からは、元号が変わることで新たに全国銀行協会を騙りキャッシュカードの番号などを搾取する封書型の詐欺の新手の手口なども紹介されました。

各構成団体の取組状況と課題等についての報告では、成年年齢引き下げ問題について活発な意見交換が行われ、札幌弁護士会（消費者保護委員会）からは「高齢者被害においても最近ではインターネットトラブルが潜んでおり、ライフステージに応じた段階的な消費者教育を実施することが将来の未然防止につながる」との意見が出されるなど、学校現場における消費者教育の課題等について意見が交わされました。

協議事項では、消費者安全課より、未然防止の取組をさらに推進するために、各団体の広報誌などに自由に使用できるイラストと啓発文書がパッケージ化されたデータが紹介され、今後、構成団体でそのデータを共有し積極的に利用することを確認しました。

当ネットワークの構成団体も増えたことで、北海道における消費者被害の未然防止の取組の拡大が期待できます。欠席された構成団体の皆様におかれましても、ご意見等がありましたら、是非事務局にお寄せいただけたらと存じます。

なお、啓発パッケージについては、裏面に詳細を掲載しております。構成団体にはメールにて別途お送りいたしますので、ご活用のほどよろしくお願いいたします。

北海道総合通信局が北海道消費者被害防止ネットワーク構成団体に加入

北海道総合通信局においての消費者保護を目的とした主な取組みは、消費生活センター及び電気通信事業者との情報交換会「北海道電気通信消費者支援連絡会」を年に 2 回開催しています。

今年度は、「電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドライン」の改定案に対する意見募集並びに情報提供を実施しました。また、主な啓発活動としては、子どもたちのインターネットの安全な利用を目的に、情報通信分野等の企業・団体と総務省・文部科学省が協力して ICT 専門家による出前講座「e―ネットキャラバン」を全国で開催しています。その他、最新のインターネットトラブルをまとめた啓発冊子「電気通信サービス Q&A」の配布も行っています。

今後、貴団体がネットワークに参加することで、消費者被害を防止するための取組が益々広がりゆくことを期待するものです。興味のある方は、総務省北海道総合通信局ホームページをご覧下さい。

ご協力お願いします

消費者安全課では各団体が発行している広報誌などに消費者被害防止を呼び掛けるため、自由に使える、イラストや文例をご用意しました。皆さまには積極的なご活用をお願いします。

消費者トラブルは突然に

【 文例 】

●契約や悪質商法によるトラブルなどで困ったときは、一人で悩まずに、「消費者ホットライン☎188（いやや）」にご相談ください。地方公共団体が設置している身近な消費生活センターや消費生活相談窓口をご案内いたします。

●全国共通の電話番号「消費者ホットライン☎188（いやや）」では、お近くの消費生活相談窓口をご案内いたします。

●あなたを狙う怪しい電話、怪しいはがき。変だなと思った時は、「188」で相談を！

●勧誘の、巧みな話術を、避けられず。

契約で困らないために！

【 文例 】

●通信販売は、とても簡単に購入できるだけに、本当に必要かどうかよく考えましょう。

●通販に、クーリングオフできません。

●不安をあおられても、すぐに契約や支払いをせず、一度周りの人に相談しましょう。

●「無料」「キャンペーン中」などの誘い文句には要注意。

●無料・格安で点検すると言って来訪し、点検後不安をあおり商品やサービスの契約をさせる業者がいるので、注意してください。

霊感商法や催眠商法など悪質商法が存在します！

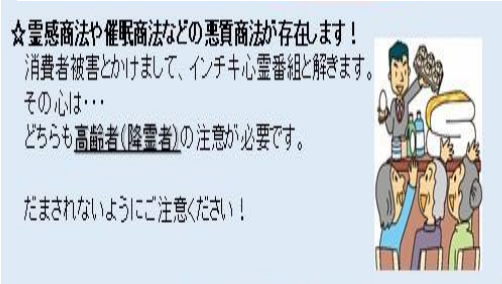

【 文例 】

●「景品を差し上げます」などと言って人を集め、無料で商品を配り、気分を高揚させ、冷静な判断ができない状態で商品の購入を迫られるので、注意してください。

●「無料配布」「格安」と誘われても、安易に会場に行かないようにしましょう。

●会場に、入ると最後、のめり込む。

【 その他文例 】

＜架空・不当請求＞

●ハガキによる訴訟告知のお知らせは架空請求です。

●メールやはがきに書かれている電話番号にはかけないでください。

＜訪問購入（押し買い）＞

●突然の、訪問業者は、お断り。

＜電話勧誘＞

●「いいです」「結構です」という返事はあいまいなので、申し込みととられることがありますので注意してください。

特殊詐欺全般防止用画像

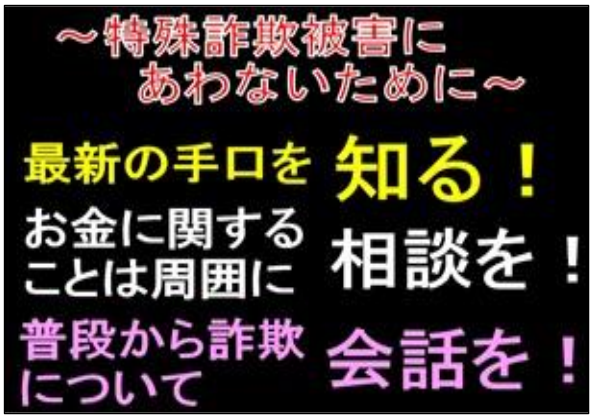

※表示している画像の他にも、イラストが消費者庁 WEB サイトにあります。使用する場合は８ポイント以上で「消費者庁イラスト集より」と記載してください。